

船橋市委託先経由方式による口座振替事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市口座振替収納事務取扱規則（昭和53年船橋市規則第40号）第5条の規定に基づき、預金口座からの振替処理を、委託先を経由して電子データを授受することにより処理する方式（以下「委託先経由方式」という。）により行う場合の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市税等の種類)

第2条 この要領に基づき、委託先経由方式により納付者の指定預金口座からの振替処理をすることができる市税等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- ① 市（県）民税・森林環境税（特別徴収分を除く。）
- ② 固定資産税（都市計画税を含む。）
- ③ 軽自動車税（種別割）（随時課税分を除く。）
- ④ 国民健康保険料（特別徴収分を除く。）
- ⑤ 保育料（児童福祉費負担金）
- ⑥ 保育士養成修学資金償還金
- ⑦ 霊園管理料
- ⑧ し尿収集手数料
- ⑨ 下水道受益者負担金
- ⑩ 住宅使用料
- ⑪ 介護保険料（特別徴収分を除く。）
- ⑫ 放課後ルーム児童育成料
- ⑬ 母子父子寡婦福祉資金償還金
- ⑭ 水洗便所化改造工事資金貸付金償還金
- ⑮ 後期高齢者医療保険料（特別徴収分を除く。）
- ⑯ 学校給食費実費徴収金
- ⑰ 地方卸売市場の売上高割使用料、施設使用料及び雑収益
- ⑱ 市立保育園副食費実費徴収金
- ⑲ 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立学校センター負担金）
- ⑳ 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立保育園センター負担金）

- ②① 簡易マザーズホーム使用料
- ②② こども発達相談センター使用料
- ②③ 奨学金償還金

(金融機関への電子データ等の引渡し)

第3条 市長は、振替該当者に係る預金種別及び口座番号等を含む電子データを、委託会社を経由し、口座振替日の5営業日前までに、金融機関に引き渡すものとする。
 なお、委託先と各金融機関との電子データの授受に関しては、指定金融機関作成の「磁気テープ等方式による千葉県内自治体の預金口座に関する事務取扱要項」第4条に規定する方法により行うこととする。

(口座振替日)

第4条 口座振替日は、納期限の日とする。

(口座振替の取扱い等)

第5条 金融機関は、納付者の指定預金口座から電子データに指定した金額の納付の手続きをするとともに、振替の状況又は振替不能の状況を記録した電子データを作成し、口座振替日後3営業日以内に、委託会社に引き渡さなければならない。

2 委託会社は金融機関から引渡しを受けた電子データを取りまとめ、必要な事項を記載した振替結果一覧表及び不能者リストを添付して、口座振替日後4営業日以内に市長に返却しなければならない。

(口座振替済明細書の送付)

第6条 市長は、電子データの返却を受けたときは、電子データの振替記録に基づき、速やかに口座振替済明細書を納付者に送付するものとする。ただし、表1の左欄に掲げる市税等の種類の区分に応じた当該中欄の送付対象振替記録は、原則として、当該右欄に掲げる時期に送付するものとする。

表1

市税等の種類	送付対象振替記録	口座振替済明細書送付時期
奨学金償還金	前年度1年分	4月

2 納付者から口座振替済明細書の送付依頼があった場合は、前項ただし書の規定によらないことができる。

3 学校給食費及び独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金(市立学校センター負担金)については、船橋市学校給食費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書の契約事項

によるものとする。

- 4 表2に掲げる市税等について、口座振替済明細書は、納付者の指定預金口座の通帳に各市税等の明細を印字することをもってこれに代えるものとする。なお、第1項の規定にかかわらず、表3の左欄に掲げる市税等については、当該右欄の時期より本項の規定を適用する。

表2

市（県）民税・森林環境税（特別徴収分を除く。）
固定資産税（都市計画税を含む。）
国民健康保険料（特別徴収分を除く。）
保育料（児童福祉費負担金）
保育士養成修学資金償還金
下水道受益者負担金
住宅使用料
介護保険料（特別徴収分を除く。）
放課後ルーム児童育成料
母子父子寡婦福祉資金償還金
水洗便所化改造工事資金貸付金償還金
後期高齢者医療保険料（特別徴収分を除く。）
市立保育園副食費実費徴収金
独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立保育園センター負担金）

表3

市税等の種類	適用開始時期 （口座振替済明細書の発送廃止時期）
軽自動車税（種別割）	令和7年7月

（電子データの仕様及び記録内容）

第7条 電子データの仕様については、一般社団法人全国銀行協会制定の「預金口座振替事務取扱基準」に準拠したものとし、金融機関の口座振替データを1本に集約し

た1 データ複数委託者記録方式（マルチ方式）とする。

附 則

この要領は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。